

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(案)＜概要＞

論 点	方針案
論点1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定	
1-1 制度の目的 …資料 2-2(P2)	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、婚姻関係を結べないこと等による生きづらさを緩和することを目的とする。
1-2 根拠規定を何に置か …資料 2-2(P2)	<ul style="list-style-type: none"> 制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。
論点2 制度のあり方	
2-1 制度の種類 …資料 2-2(P4)	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受理証を交付する。加えて、公正証書等を受理した場合には、公正証書等受理証を交付する。
2-2 制度の対象者 …資料 2-2(P5)	<ul style="list-style-type: none"> 性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。
2-3 市、市民及び事業者等の責務 …資料 2-2(P5)	<ul style="list-style-type: none"> アウティングを禁止することを求める。 パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めることを求める。
論点3 申請要件	
3-1 居住地 …資料 2-2(P6)	<ul style="list-style-type: none"> 2人が市内に住所を有する、又は転入の予定（3か月以内）であること。
3-2 その他の申請要件 …資料 2-2(P6)	<ul style="list-style-type: none"> 年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。（民法改正により、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる） 現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。 近親者でないこと。
論点4 証明書等の交付に関すること	
4-1 提出書類 …資料 2-2(P7)	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ宣誓書、パートナーシップ制度届出にあたっての確認書、本人確認ができる書類、独身を証明する書類、住民票（写し含む、発行から 3 か月以内）または住民基本台帳カード、公正証書等写し（希望者のみ）
4-2 通称使用の可否 …資料 2-2(P8)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。 通称名を使用した場合には、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。
4-3 手数料…資料 2-2(P8)	<ul style="list-style-type: none"> 無料とする。
4-4 名称・交付形式 …資料 2-2(P8)	<ul style="list-style-type: none"> 名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。 受理証は A4 サイズと携帯できるサイズを発行する。
4-5 パートナーシップ宣誓の届出の仕方 …資料 2-2(P9)	<ul style="list-style-type: none"> 宣誓書受領証及び公正証書等受理証の交付を希望する場合は、必要書類を添付したうえで、市長に届け出る。なお、2 人での宣誓を基本とする。
4-6 紛失・届出事項変更時の届出の仕方 …資料 2-2(P9)	<ul style="list-style-type: none"> 紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。 届出事項に変更が生じた場合は、届出記載変更届等、関係必要書類の提出を求める。
論点5 有効性に関すること	
5-1 宣誓書等の保存期間 …資料 2-2(P10)	<ul style="list-style-type: none"> 30 年保存とする。
5-2 パートナー解消時の取扱い…資料 2-2(P10)	<ul style="list-style-type: none"> パートナー解消時に届け出る仕組みとする。
5-3 転出時の取扱い …資料 2-2(P11)	<ul style="list-style-type: none"> 転出時に届け出る仕組みとする。
5-4 パートナー死亡時の取扱い…資料 2-2(P11)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時に届け出る仕組みとする。
5-5 取消の取扱い …資料 2-2(P11)	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽その他不正な方法により、受理証の交付(再交付を含む)を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。
論点6 他の自治体との相互利用について …資料 2-2(P12)	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の状況を踏まえて検討する。